

史料1について

(明和五年・一七六八)十一月二十一日(御目見差許状)

紙を横に二つに切った切紙を使用。史料2から明和五年と分かる。書き始めに「尚々本文の通り」とあることから、手紙の追伸。

【語句説明】

- 石黒九左衛門：差出人。横井氏の臣。
- 尚々：なおまたつけ加えて。追伸(追って書き)の書き始めの語句。
- 御目見(おめみえ)：貴人にお目にかかること。ここでは、本郷村庄屋善六が知行主である横井伊折にお目にかかること。
- 被仰付の改行：仰付の主体である知行主に敬意を表すため行頭に書く。
- 筈(はず)：道理。わけ。約束。予定。
- 袴羽織：御目見のため、かしまった服装をするよう指示があった。
- 罷り出る：参上する。「罷(まか)り」は動詞に冠して謙讓の意を表す。
- 以上：手紙の書止め文言。「これまでで終わる」の意。

史料2について

明和五年(一七六八)十一月(旦那様より御目見へ被為仰付候二付覚)

本郷村庄屋善六が旦那様(知行主・横井伊折)の御目見した時の記録。

【語句説明】

- 霜月：十一月の異称。
- 旦那様：本郷村知行主で尾張藩重臣の横井伊折を指す。横井氏の知行地がある美濃国中島郡飯柄村・狐穴村・船橋村、羽栗郡竹ヶ鼻村・本郷村・間島村の六か村は、旦那様の四十二歳の厄年に伊勢代参を行っている。(宝暦十一年・一七六一、天明八年・一七八八)
- 被為と仰付の一字空け：闕字(けつじ)。仰付の主体である知行主に敬意を表すため一字空ける。
- 代官：藩領の年貢収納や民政を司る役人。○風気：風邪気味。ここでは善六の体調を指す。○仕(つかまつる)：「する」の意の謙讓語。致す。
- 朝五つ：辰の刻。午前八時前後。○綺羅(きら)：あやぎぬとうすぎぬ。美しい衣服。○用人：主君(ここでは旦那様)の近辺で庶務を行う職。
- 御意(ぎよい)：おぼしめし。お指図。仰せ。
- 勝手の事：会計関係のこと。○げな：〜ということだ。〜そうだ。
- この上：今後とも。これからも。○重々：かさねがさね。いくえにも。

史料3について

明和八年（一七七二）卯八月 六十人講

知行主横井氏の企画により、知行地六か村につくられた六十人からなる金融組合の記録。「一口金老分掛」、一ヶ年夏冬両度勤、十五ヶ年済、両に七分五厘利」の条件で実施されたが、掛金・残金は知行主の預かり金となり、村々の大きな負担となった。講の差し止めを求める六か村からの願書の控あり。

【語句説明】

- 講：一種の金融組合または相互扶助組織。頼母子講・無尽講の類。
- 御知行所村々：差出人の「美濃六ヶ村」。横井氏の知行所があつた美濃国中島郡飯柄村・狐穴村・船橋村、羽栗郡竹ヶ鼻村・本郷村・間島村の六か村。
- 無抛（よんどころなく）：やむをえず。余儀なく。○都合：やりくり。てはず。○七会：七回に同じ。○納所（なっしよ）：年貢などを納める所。
- 先納金：近世、前もつて金を払うこと。とくに年貢を先払いする意味に使用。
- 取賄（とりまかない）：ととのえること。処理。まかない。
- 旁（かたがた）：あれこれ。いろいろ。なにやかやと。
- 当惑：とまどうこと。途方に暮れること。
- 立松猪兵衛：横井氏の臣。

史料4について

安永五年（一七七六）九月 覚

横井氏の家臣・石黒九左衛門から本郷村庄屋・善六に宛てた、金十八両の請取証文（借用証文）。史料3に見える「先納金」の形をとっている。

【語句説明】

- 覚（おぼえ）：覚書。記憶のために書いておく記録、文書。
- 御入用：横井氏の入費。費用。「御借り上」「返シ被下」など横井氏自身への尊敬を示す表現になっている。
- 当暮御物成：「物成（ものなり）」は年貢。その年の暮に納める年貢のこと。
- 元利：元金と利息。○急度（きつと）：たしかに。必ず。相違なく。
- 差次（差継。さしつぎ）：差引勘定。○無相違之（相違これなく）：確実である。○如件（くだんのごとし）：前項記載のとおりである、の意。証文などの末尾に用いる語。
- 宛名の位置：宛先である農民が差出人（領主役人）より上にならない高さに書かれている。

史料5について

(安永五年・一七七六) 十二月二十三日 帯刀御免免許状
知行人横井氏が本郷村庄屋善六に対して帯刀の免許を与えたもの。
(横井氏は、同時に船橋村庄屋勘兵衛・吉右衛門、間嶋村庄屋小伝治にも帯刀の免許を与え、尾張藩の国奉行へ届け出た。)

【語句説明】

- 其方(そのほう)：目下の相手を指す語。なんじ。おまえ。
- 儀：人を示す体言に添えて、それについて言えば、の意を示す。
- 相勤(あいつとめ)：「相」は動詞に冠して語勢を添え、語調を整え、また改まった意を添える語。
- 斗(ばかり)：それだけに限定する意を表す。だけ。
- 帯刀御免：江戸時代、平民が帯刀を許されたこと。
- 被成下(なしくだされ)：「成(なす)」は行う。する。「下さる」は動作の主体に敬意を表し、その動作によって恩恵を受けることを意味する語。

史料6について

安永六年(一七七七) 西五月 證文之事
横井家の家臣・石黒九左衛門らから本郷村庄屋・善六に宛てた、金十二両の借用証文。史料4と同じく「先納金」の形をとる。

【語句説明】

- 証文：証拠となる文書。特に、債券を証明する文書。
- 文金(ぶんきん)：文字金(ぶんじきん)。「文」の字の極印がある金貨。
- 御間不合二付：間に合わなかったので。
- 格別：特別。例外であること。
- 〳〵処(〳〵する)と。きつかけとなる事柄を示す。
- 金子(きんす)：貨幣。金銭。
- 調達：金品などをとりそろえること。金を工面して集めること。
- 請取：受取に同じ。○何様(なにさま)：どのよう。
- 〳〵間(あいだ)：〳〵ゆえ。〳〵から。〳〵ので。
- 不及届(届に及ばず)：届は必要でない。
- 為其(そのため)：「其」はここでは御物成から借入金を引き取ることを指す。